



憲法をくらしの中に生かそう。 広島法律事務所通信



太宰府天満宮「飛梅」 撮影 宮井誉子

新年明けましておめでとうございます

この挨拶を書いている2021年12月上旬、連日のように防衛費の増額について報道されています。岸田首相は、2023〜2027年度の5年間の防衛費を、これまでの約1.5倍である約43兆円に増額することを表明し、その財源として年1兆円の増税を2027年度までに段階的に実施する方針を示しました。

さすがに自民党内から「増税」には反対の意見が出ているものの、防衛費の「増額」自体に反対する意見は出ていないようです。

ところで、私は、法律家として紛争の解決にあたる上で、基本的には早期の話し合いによる解決が望ましく、裁判による解決は、軍事力のように、双方に時間と費用というダメージを与えるので、可能な限り避けたい方がよいと考えています。ただ、裁判が強制力を持っていることが、双方に話し合いによる解決を促す圧力として作用することも、軍事力と似通っていると思います。

もちろん、軍事力がそもそも無ければ平和的解決を目指すしかないわけで、憲法9条があるのはそのためだとは思いますが。

それでも、日本に自衛隊という軍事力が存在する現実を前提に考えると、防衛費をさらに増額しなければ、国際問題を話し合いによる解決を可能にする圧力にもならないのかを検討してみる必要があると思います。

この点について、人により考え方は様々でしょう。ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、防衛費を増額すべきという意見を持つ人も増えているでしょう。しかし、私は、これまでの弁護士としての経験の中で、不必要に相手を威嚇したり、馬鹿にする態度を示して、自ら話し合いによる解決を困難にしているケースを見ってきましたが、軍事力をこれだけ一気に増やすことはそれに似ているような気がしてなりません。

ロシアによるウクライナ侵攻は、軍事力を行使した先には悲劇が待っていることを改めて示したことを、岸田首相にはもう一度考えてもらいたいです。

(弁護士 井上 明彦)

二〇二三年 冬 広島法律事務所員一同